

アンケートからみる首都圏内の公的施設における 飲食交流の実態に関する研究

日大生産工(院) ○竹田 良太
日大生産工 曾根 陽子

1. はじめに

本報告は公的施設の内、公民館を対象に調査を行ったものである。

公民館では、社会教育法第20条^{註1)}により住民のための社会教育の場となることを目的としているため、名目上は飲酒、飲食を主目的とする利用が禁止されている。近年、公的地域集会施設の管理は厳しくなる傾向にあり、飲食交流の機会と場所は失われてきた。そうした中で、地域におけるコミュニケーションの希薄化が問題視されてきている。

本研究は、公民館における飲食交流の実態を調査報告し、今後の公民館の施設計画、施設運営の知見となることを目的とする。

2. 調査対象および調査方法

調査対象は、平成17年版全国公民館名鑑(2006年6月8日株式会社ぎょうせい発行)に記載されている公民館の内、首都圏内にある、埼玉県520件、千葉県311件、神奈川県117件、東京都181件、計1129件の公民館とした。

アンケート調査

往復葉書によるアンケート調査を、2007年9月に実施した。回収率は、表1に示す通りである。

調査の内容は、表2、3に示す通りで、飲食交流の実態(有無と頻度)については、飲食交流を様々なレベルの交流の気軽さに分けた。会議やグループ活動後に行われる二次的な交流から飲食を前提とした交流、飲酒を伴う交流等である。飲食交流に係る設備の有無については、設備を様々なレベルの設置の容易さに分けた。自動販売機等の建設後に設置したものから建設前から計画されたもの、コミュニティカフェ等の他の協力が必要とするもの等である。

表1. アンケート送付表

	埼玉県	千葉県	神奈川県	東京都	全体
送付数	520	311	181	117	1129
回収数	243	183	83	74	583
回収率	46.73%	58.84%	45.86%	63.25%	51.64%

4. 結果と考察

4-1. 飲食交流の実態について

飲酒を伴う飲食交流に関する質問(iii, vii, viii)に対し、飲食交流が行われていると回答した公民館はどれも非常に低い割合となっている。「行事後、缶ビールと弁当等で飲食」については21%(112/544件)、「施設で料理し、飲酒、宴会」については4%(21/536件)、「持寄り料理で飲酒、宴会」については6%(36/536件)である。飲食交流全体について、行われる割合が高いものから順に並べた図1を見ても、飲酒交流が下位3位である。この結果は、本稿の冒頭でも述べたように、公民館が名目上、施設内での飲酒行為を禁止していることに関係があると考えられる。

ここで、図1の上位2位である質問(i, v)に着目してみると、これらの飲食交流は、飲食交流を行う際に必要となる飲食物の準備が容易、という共通の特徴を持っている。飲食交流が行われている公民館の割合は、「グループ活動後、茶菓」が57%(314/549件)、特に「料理教室や餅つき等後の成果品で飲食」については76%(431/566件)と高い割合を占めている。これは、飲食物に成果品を用いているため飲食物の用意が不要であること、成果品の処理という意味もあり、交流が行われる割合が高くなっていると考えられる。これらのことから、飲食交流の行われ易さには、1つとして、交流の際必要となる飲食物の準備の容易さが関係しているように思われる。

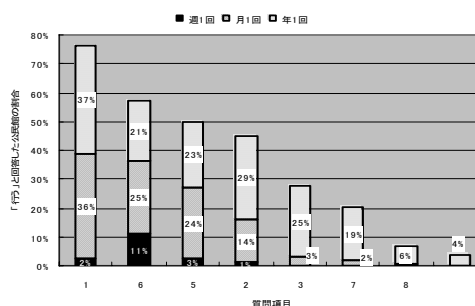


図1. 飲食交流が「行われる」と答えた公民館の割合

A Study Using Questionnaires on Behavior of Social Contact over Meals
at Community Centers in Major Cities in Kanto District

Ryota TAKEDA and Yoko SONE

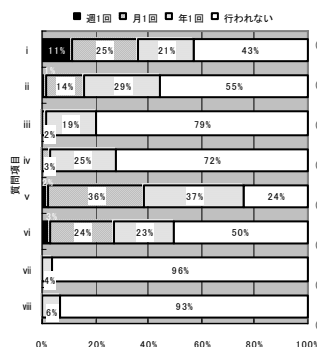


図2. 飲食交流の実態

表2. 飲食交流の実態についての質問

i	手芸や卓球等のグループ活動後、茶菓を飲食しながら交流する
ii	会議の後、飲食しながら交流する
iii	行事の後に、缶ビールと弁当等を飲食しながら交流する
iv	手芸、卓球等の各活動グループ単位で、新年会、歓迎会、反省会等の名目で、飲食を目的とする会合（宴会）を開く
v	料理教室や餅つき等の後、完成した料理を囲んで飲食する
vi	仲間同士で、施設にある調理機器、食器等を使って調理し、飲食交流する（昼食会・お茶会）
vii	仲間同士で施設の調理機器で料理し、飲酒を伴う宴会をする
viii	仲間同士の持ち寄り料理で飲酒を伴う宴会をする

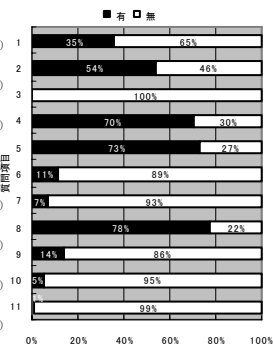


図3. 設備の有無 (n=582)

表3. 設備の有無についての質問

1	持込飲食物を飲食してよい、誰でも出入りできる場所
2	コーラ・茶などの清涼飲料水を売る自動販売機
3	ビールを売る自動販売機
4	誰でもお茶やコーヒーを作れる湯沸かし設備
5	申請すれば使用できる鍋、包丁、皿などの料理道具
6	仲間同士でお酒や持込み料理を飲食しても良い部屋
7	飲食交流を目的とする調理台のある部屋（パーティールーム等）
8	仲間同士で使用できる調理室（料理教室も可能）
9	調理室に隣接する食事用スペース
10	ボランティア等の運営するレストラン・カフェ等
11	グループで飲食交流（酒も可）できる食堂等の併施設

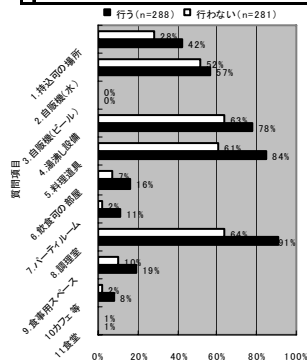


図4. 飲食交流の生起と設備の有無における関係性

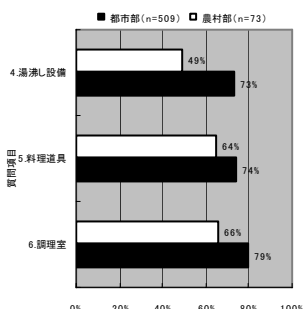


図5. 都市部と農村部における設備の有無

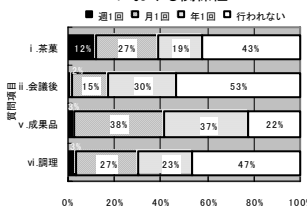


図6. 都市部と農村部における飲食交流の実態

4-2. 係する設備の有無について

内容に酒を含む設備に関する質問(3, 6)に対し、「有」と回答した公民館は、どちらも非常に低い割合となっている。「ビールの自販機」についてはほぼ0% (1/582件)、「持ち込みで飲酒可能な部屋」については11% (66/582件) である。やはり、不特定多数の利用者の快適な施設利用を妨げる恐れのある飲酒行為に対する管理の厳しい現状があるようだ。

(7)「飲食交流を目的とする調理台のある部屋」に対し、「有」と回答した公民館は7% (38/582件) と非常に低い割合となっている。この結果は、公民館が名目上、飲食を主目的とする利用を禁止していることに関係していると思われる。

4-3. 飲食交流の生起と設備の有無における関係

図3は飲食交流に関する各種設備が「有」と回答した公民館の割合を示している。住民による自主的な飲食交流に関する質問 (vi, vii, viii) の内、いずれかに「行う」もしくは、いずれも「行わない」と回答した公民館に分類したものである。これを見ると、飲食交流が行われる公民館のほうが、行われない公民館より割合が高いことがわかる。この傾向は、質問したどの設備についても同様に見られた。これは、設備の充実と飲食交流の生起にはなんらかの関係性があることを示している。

4-4. 農村部における飲食交流の実態と飲食交流に関する設備の有無の比較

図5, 6は、各公民館の所在する地域を平成17年国勢調査第1次基本集計結果から、DID^{注2)}に当てはまる地域を都市部、当てはまらない地域を農村部として分類し、それらの回答を比較し、回答結果に大きく差異がみられたものを取り上げ、示したものである。図6を見ると、質問 (i, ii, v, vi) の回答結果において、農村部より都市部の公民館のほうが飲食交流を盛んに行っている傾向が見られる。図5を見ると、質問 (4, 5, 8) の回答結果において、農村部より都市部の公民館のほうが飲食交流に関する設備が充実している傾向がみられる。

5. まとめ

飲酒を伴う飲食交流や内容に酒を含む設備、飲食を目的とした利用を前提とした設備についての質問で否定的な回答が多く見られたのは、公民館が名目上、飲酒、飲食を主目的とする利用を禁止していることに関係していると考えられる。また、不特定多数の利用者の快適な施設利用を妨げる恐れがある飲酒行為には、管理の厳しい現状があるようだ。

飲食交流の行われ易さには、交流の際必要となる飲食物の準備の容易さが関係しているように思われる。

設備の充実と飲食交流の生起にはなんらかの関係性がみられる。

農村部より都市部の公民館のほうが飲食交流に関する設備の充実が見られ、飲食交流が盛んに行われている傾向がみられる。

【注釈】

1) 社会教育法第20条

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

2) DID (人口集中地区)

市町村の区域内で人口密度が4000人/㎢以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5000人以上となる地区。ただし、空港、港湾、工業地帯、公園など都市的傾向の強い基本単位区は人口密度が低くても人口集中地区に含まれる。

【謝辞】

研究を進めるにあたり、ご指導をいただいた浅野平八先生、調査の協力をしてくださった浅野研究室、曾根研究室の方々に感謝いたします。